

R6.7.10

## 飼料製造管理者講習会の開催について

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）」に基づき、飼料の製造に当たり**特別の注意を必要とする抗菌性飼料添加物を含む飼料等を製造する**際に、法令に定められた資格を有する飼料製造管理者を設置する必要があります。

※抗菌性飼料添加物を含む飼料を自家配合している農家も該当します。

対象事業場となる場合は、標記講習会を受講する必要があります。

〔講義〕令和 7 年 1 月 8 日（水）～令和 7 年 2 月 28 日（金）

講習 9 科目×各 4 時間（e-ラーニングシステムでの動画視聴）

〔試験〕令和 7 年 2 月 28 日（金）14 時～16 時（予定）

最寄りのテストセンターにおいて PC による受験

〔受講料〕 48,500 円

〔講習会修了後〕講習内容を習得したものには、修了証書を交付。

講習会の詳細は「令和6年度飼料製造管理者講習会について」を参照

[http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2\\_koshu.html](http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2_koshu.html)

なお、受講を希望する場合は、農林水産消費安全技術センターへ直接お申し込みください。

申込期間:令和6年 7 月 16 日～8 月 30 日(郵送の場合は必着)

申込フォーム <http://www.famic.go.jp/event/>

### 【お問合せ先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本部 肥飼料安全検査部 飼料管理課 担当:奥山

TEL:050-3797-1857 FAX:048-601-1179

e-mail:kanrisha@nm.famic.go.jp



## 1. 飼料製造管理者について

飼料製造管理者は、飼料安全法に基づき、飼料の製造にあたり特別な注意を必要とする抗菌性飼料添加物等を含む飼料を製造する事業場（自家配合農家を含む）ごとに設置するもの。安全な畜産物を生産するために、飼料や飼料添加物などの製造における品質・安全管理などを担当する。

飼料製造管理者の資格は下記のとおり。

1、2に該当しない場合は、FAMICが開催する講習会を受講する必要がある。

飼料製造管理者資格	
1.	<u>獣医師又は薬剤師</u>
2.	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において <u>薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者</u> （当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）
3.	<u>令第5条各号に掲げる飼料又は飼料添加物の製造の業務に3年以上従事し、かつ、農林水産大臣が定める講習会の課程を修了した者</u>

## 2. 飼料製造管理者の設置要件について

以下の事業場について設置の義務がある。

- 抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料の製造事業場
- 尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- 飼料添加物の製造事業場

※ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は、飼料製造管理者の設置は必要ありません。

※また、自家配合農家であっても、抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合は飼料製造管理者の設置が必要である。

	飼料製造事業場	飼料添加物製造事業場	自家配合農家
抗生物質、合成抗菌剤を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
インド産落花生油かす（特定飼料）を含む飼料を製造する場合	必要	—	必要
プロピオン酸、プロピオン酸Na又はプロピオン酸Caを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合	必要	—	不必要
飼料添加物を製造する場合	—	必要	—